

【1999年3月15日】国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに年金積立金の運用の改正
について（答申）

年金審議会

平成 11 年 3 月 15 日

厚生大臣 宮下 創平 殿

年金審議会
会長 京極 純一

国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに年金積立金の
運用の改正について（答申）

平成 11 年 3 月 12 日厚生省発年 第 10 号をもって諮問のあった標記について下記のとおり答申する。

記

今回の改正は、少子高齢化が進行する中、将来世代の負担を過重なものとしなないという考え方に立ち、年金制度の各般にわたり見直しを行い、長期的な安定を図ろうとするものであって、保険料凍結は現下の経済状況に鑑み緊急避難的な措置としてやむを得ないものと考え、基礎年金の国庫負担割合の引上げを明示したことは評価でき、これを了承する。

また、基礎年金の国庫負担割合の引上げと保険料凍結解除は、平成 16 年（2004 年）をまたず、できるだけ速やかな実現に努められたい。

さらに、以下の点について留意されたい。

- 1．国民年金について、学生の保険料納付の特例や保険料の半額免除の制度の周知に努めるとともに、未納・未加入対策の徹底を図ること。
- 2．総報酬制について、その運営に当たり、導入後の月給やボーナスの支給実態の変化を踏まえ適切に対応すること。
- 3．年金積立金の自主運用事業の実施に当たって、保険料拠出者の意向を十分反映させるとともに、関係者の責任の明確化、徹底した情報公開による透明性の確保、専門的な人材の確保を図ること。

なお、次のような意見があった。

厚生年金給付水準の適正化、裁定後の年金額の改定を物価スライドのみとすること支

給開始年齢の引上げ等の給付抑制策については、反対である。

60歳からの繰り上げ年金の減額率について、今回見直すべきである。

介護休業期間中の保険料について、免除制度を設けるべきである。

保険料凍結解除は、我が国の置かれている経済状況から慎重に判断すべきである。

基礎年金の税方式への転換について、政府全体として、財源問題の在り方や具体的内容等を検討する場を設け、早期に結論を得るべきである。

総報酬制の導入は、制度自体に問題が多く、反対である。

厚生年金基金制度の代行部分の返上などを含め、企業年金の在り方について全般的な検討を早急に進めるべきである。

被保険者向け融資事業については、一定期間を定めて撤退すべきであるという意見と、被保険者の福祉の向上を図り、新たな官民格差を生じさせない観点から、引き続き実施すべきであるという意見があった。